

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 平成25年11月13日

【事業年度】 第44期(自 平成23年11月1日 至 平成24年10月31日)

【会社名】 東日本ハウス株式会社

【英訳名】 HIGASHI NIHON HOUSE CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 成田和幸

【本店の所在の場所】 岩手県盛岡市長田町2番20号

(注)上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は
下記「最寄りの連絡場所」で行っております。

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区飯田橋四丁目3番8 東日本飯田橋ビル

【電話番号】 (03)5215 9905

【事務連絡者氏名】 常務取締役業務統轄本部長 名取弘文

【縦覧に供する場所】 東日本ハウス株式会社 埼玉支店
(埼玉県さいたま市北区土呂町二丁目22番地9)

東日本ハウス株式会社 横浜支店
(神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町三丁目33番地8)

東日本ハウス株式会社 名古屋支店
(愛知県名古屋市中区千代田五丁目11番35号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年1月29日に提出いたしました第44期（自平成23年11月1日至平成24年10月31日）に係る有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

4 事業等のリスク

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

4 【事業等のリスク】

(訂正前)

(2) 法的規制等について

当社グループは、以下の通り、住宅事業において、建設業法に基づき国土交通省から特定建設業許可を、宅地建物取引業法に基づき国土交通省から宅地建物取引業免許を受けております。また、建築士法に基づき各都道府県において一級建築士事務所として登録しております。当社グループの事業の継続には、これらの免許、許可及び登録が必要であり、将来において、これらの関連法令が改定された場合や新たな法規制が設けられた場合には、新たな義務や費用の発生等により、当社グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、当社グループは、住宅事業においては、上記の他、建築基準法、都市計画法、国土利用計画法、住宅品質確保促進法等、ホテル事業においては、旅館業法、食品衛生法、温泉法、公衆浴場法等、ビール事業においては酒税法等の規制を受けております。当社グループでは、コンプライアンス規程を設け、これら諸法令の遵守に努めておりますが、今後これらの規制の改廃や新たな法的規制が設けられた場合には、当社グループの業績に影響を受ける可能性があります。また、今後、何らかの理由により免許及び登録の取消・更新欠格による失効等があった場合には、当社グループの主要な事業活動に支障をきたし、業績や財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

～中略～

(13) 引渡時期による業績変動について

当社グループの主力事業である住宅事業においては、工事進行基準が適用される物件を除き、顧客への物件引渡し時に売上が計上されます。引渡時期については、顧客の生活環境等によるところが大きく、転勤、天候等の影響があるため第2四半期及び第4四半期に集中する傾向があります。したがって、引渡し時期の動向が四半期業績を含め、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(訂正後)

(2) 法的規制等について

当社グループは、以下の通り、住宅事業において、建設業法に基づき国土交通省から特定建設業許可を、宅地建物取引業法に基づき国土交通省から宅地建物取引業免許を受けております。また、建築士法に基づき各都道府県において一級建築士事務所として登録しております。当社グループの事業の継続には、これらの免許、許可及び登録が必要であり、将来において、これらの関連法令が改定された場合や新たな法規制が設けられた場合には、新たな義務や費用の発生等により、当社グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、当社グループは、住宅事業においては、上記の他、建築基準法、都市計画法、国土利用計画法、住宅品質確保促進法等、ホテル事業においては、旅館業法、食品衛生法、温泉法、公衆浴場法等、ビール事業においては酒税法等の規制を受けております。当社グループでは、コンプライアンス規程を設け、これら諸法令の遵守に努めておりますが、今後これらの規制の改廃や新たな法的規制が設けられた場合には、当社グループの業績に影響を受ける可能性があります。

なお、本報告書提出日において、当社グループの主要な事業活動に必須の免許または登録の取消事由・更新欠格事由に該当する事実は存在しておりません。しかしながら、今後、何らかの理由により免許及び登録の取消・更新欠格による失効等があった場合には、当社グループの主要な事業活動に支障をきたし、業績や財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

～ 中略 ～

(13) 引渡時期による業績変動について

当社グループの主力事業である住宅事業においては、工事進行基準が適用される物件を除き、顧客への物件引渡し時に売上が計上されます。一方、当社グループの住宅事業における売上高は、北海道、東北地方、北陸地方といった多雪地域の占める割合が60%を超えております。これらの地域では、春先に着工し第4四半期に引き渡す物件の割合が高いため、売上高が第4四半期に集中する傾向があります。

(14) 税務上の繰越欠損金について

当社及び一部の連結子会社は、過年度に生じた税務上の繰越欠損金により課税所得が発生しておりません。しかしながら、税制改正により平成25年10月期から、繰越欠損金の控除限度額が、従来の課税利益の100%から80%に引き下げられるため、以降については課税所得が発生いたします。また、今後当社の業績が順調に推移した場合は、税務上の繰越欠損金の全額を使用できる可能性があります。業績動向によっては、繰越欠損金の繰越期間の満了により、欠損金が消滅することも考えられます。繰越欠損金が解消された場合、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税の負担が発生し、当社の経営成績等に影響を与える可能性があります。